

「犬猫引取り窓口」廃止の お知らせ

平成24年4月1日から、連絡所の「犬・猫の引取り窓口」は廃止になり、下記の引取り窓口のみとなります。

引取りを依頼する場合、**必ず事前にご連絡・ご相談ください。**

場 所	受付日	受付時間
北区役所	木曜日	午前9時～午前11時
北神中央ビル2F (北神担当保健福祉課)	第2・4木曜日	午前9時～午前11時
動物管理センター	月～金曜日	午前9時～午後4時

お問い合わせ先

北区役所健康福祉課管理係 ▶ TEL **593-1111** (代表)

動物管理センター ▶ TEL **741-8111**

引取りをたのむ前に…

引取りは、「何かほかにもできる手だてはないか」、手を尽くした後の最後の手段と考えてください。

- ★家族の一員として最後まで責任と愛情をもって飼育してください！
- ★飼い主の責任として新しい飼い主を探しましょう！

捨てないで！

犬や猫などの愛護動物を捨てた場合は、「動物の愛護及び管理に関する法律」により50万円以下の罰金に処せられる場合があります。